

## (社) 大阪バス協会に対し労務管理の徹底を要請



平成24年5月17日、大阪労働局（局長 西岸正人 写真右）は、社団法人大阪バス協会（会長 小津正弘 写真左）に対し、バス運転者に関する労務管理の徹底について、傘下の企業に指導していただくよう文書にて要請しました。

今回の要請は、本年4月29日に群馬県内の関越自動車道で発生した高速ツアーバスの重大事故を踏まえて行ったものです。

要請の趣旨は、以下のとおりです。

『バス運転者の労働時間等について、労働基準法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の遵守を改めて徹底すること』

『労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施を改めて徹底すること』

なお、今回の要請に先立ち、厚生労働本省では公益社団法人日本バス協会、高速ツアーバス連絡協議会に対し、厚生労働大臣より同趣旨の要請を行っております。